

東日本大震災の復興及び平成24年度税制改正に向けた 特定非営利活動法人の税制改正に関する要望書

2011年9月27日

NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会
シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

皆様には、NPO活動への理解をいただき、その発展のために尽力いただいていること、深く感謝申し上げます。

2001年10月1日から、認定特定非営利活動法人制度（認定NPO法人制度）がスタートして、既に丁度丸10年が経過しました。この制度は、市民や企業が、NPO法人にいつそう寄附しやすくするよう税制上の支援を行うもので、日本社会においてますます重要性を増すNPO活動を発展させていくために極めて重要な制度であると、期待しているところです。

しかし、厳しい認定要件や煩雑な手続きなどがネックとなり、認定を受けたNPO法人はわずか232法人（2011年9月1日現在）、約4万3千あるNPO法人のわずか0.5%とほとんどの団体にとって、認定が受けられないという状況が続いておりました。

こうした状況を打開するため、6月30日に施行された新寄付税制では、寄附金税額控除や新しいパブリック・サポート・テスト（絶対値基準：3千円以上の寄附者が100人以上）など画期的な抜本改正を実現していただき、心から感謝申し上げます。

来年4月に施行されることとなったNPO法改正でも、認定機関の地方移管や「仮認定制度」の導入など歴史的な抜本改正を盛り込んでいただき、誠にありがとうございます。

また、3月11日の東日本大震災を受けて、震災特例税制を講じていただいたことも深く感謝しております。

皆様のご尽力で実現した画期的な改正の効果を、より一層高めるため、また、東日本大震災被災地で、自ら復興に立ちあがるNPO法人を支援するため、ぜひ以下の事項を実現していただきたく、要望をいたします。

【要望事項 概要】

(平成23年度第3次補正・震災特例税制に向けた要望)

● 東日本大震災の復興に向けた支援税制

1. 東日本大震災の被災地で復興活動を行う NPO 法人について、寄付税制を早期に利用可能にする特例の実現。具体的には、実績判定期間短縮など認定要件の大幅な特例措置の創設、または認定でなくても震災特例税制での指定寄附金制度を利用可能にすること
2. 4月に創設された認定 NPO 法人向け指定寄附金制度について、助成など間接的な支援活動も対象とするなど拡充を行うこと

(平成24年度税制改正に向けた要望)

● 寄附税制の拡充等

1. 寄附金控除において年末調整での適用を認め、適用下限額・控除上限額を撤廃し、繰り越し控除制度を導入するなど個人向け寄付税制をより一層拡充すること
2. 法人寄附金の損金算入限度額を所得の10%までに引き上げ、現物寄付は全額損金算入可能にするなど法人向け寄付税制をより一層拡充すること
3. 大規模災害発生時に、救援・支援活動を行う認定 NPO 法人等に対する指定寄附金制度を迅速に発動できるよう制度化すること
4. 認定 NPO 法人への不動産等の寄附は、みなし譲渡所得課税を自動的に適用除外とすること
5. 受取利子・配当等の源泉税は、公益社団・財団法人と同様に非課税とすること

● NPO 法人税制の改善

6. 「収益事業」の定義を厳密にした上で明確化すると共に、実質的に寄附とみなせるものは収益事業に該当しないものとする
7. 地方税においては、用途により不動産取得税・固定資産税は非課税とすること
8. 小規模 NPO 法人に対する法人税の免税点制度・簡易申告制度を創設すること

【要望事項】

(平成23年度第3次補正・震災特例税制に向けた要望)

● 東日本大震災の復興に向けた支援税制

1. 東日本大震災の被災地で復興活動を行う NPO 法人について、寄付税制を早期に利用可能にする特例の実現。具体的には、実績判定期間短縮など認定要件の大幅な特例措置の創設、または認定でなくても震災特例税制での指定寄附金制度を利用可能にすること

東日本大震災を受けて、被災地各県では、復興に向けた被災者中心の NPO 法人設立が相次いでいます。これら復興を担う団体の有力な財源は、個人の寄付金や企業からの助成金であり、寄付税制の対象となるかが重要となってきます。しかし、現行の認定 NPO 法人制度では、「初回の実績判定期間は2事業年度」であり、最短でも1年以上 NPO 法人としての活動実績が必須です。震災を機に設立された NPO 法人が認定申請できるのは、早くても来年10月以降、多くは再来年以降となります。これでは、寄付集めを十分に行えず、復興が遅れる一因とも成りかねません。

被災者が自らによる復興活動を支援するためにも、ぜひとも、A. 被災地 NPO 法人向けの認定要件の大幅な特例措置、または、B. 4月に創設された認定 NPO 法人向け指定寄附金制度を被災地 NPO 法人限定で利用可能にする、のA、B、いずれかの支援税制実現をお願いいたします。

A. 【認定 NPO 法人制度の被災地特例の創設】

- 東日本大震災の被災地で復興活動を行う NPO 法人について、実績判定期間を短縮（例えば3ヶ月）または免除するなど、認定要件の大幅な特例措置を設ける
- この場合、「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業に充てる」および「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てる」の両要件について、長期的復興事業等のための基金への支出を「特定非営利活動事業費」として認める

B. 【認定 NPO 法人向け指定寄附金制度の被災地 NPO 法人への対象拡充】

- 4月に震災特例税制として実現した認定 NPO 法人対象の指定寄附金制度を、被災地の NPO 法人に限って、認定を取得していなくても利用可能（指定対象）とする。（大臣告示措置）

2. 4月に創設された認定NPO法人向け指定寄附金制度について、被災者支援の助成など間接的な支援活動も対象とするなど拡充を行うこと

4月末に成立した震災特例税制（被災者支援税制）の第一弾において、被災者支援を行う認定NPO法人等への指定寄附金制度が創設され、これらの認定NPO法人等への寄付優遇税制が大幅に拡充されました。現在14法人が指定を受けております。迅速かつ画期的な制度創設に改めて感謝申し上げます。

その一方で、指定寄附金の対象が直接的な支援活動に限られ、被災地の団体に助成を行うなどの間接的な支援活動が対象外となる、経常的な人件費が認められないなどの課題もあり、利用が広がっていません。今後の長期的な復興過程においては、これら被災地のNPOを支援する間接的な活動や、経常的な人件費も非常に重要です。ぜひとも、認定NPO法人向け指定寄附金制度において、下記項目について拡充・改善を行っていただきますよう、お願いいたします。

- 現地の被災者や活動団体へ助成するなど、間接的な支援を行う認定NPO法人等についても、今回の指定寄付金制度の対象にする
- 指定寄付金で受け入れた寄付金の使途について、被災者支援に関連する経常的な人件費も認める（現状は経常的な人件費は対象外）

(平成24年度税制改正に向けた要望)

● 寄附税制の拡充

1. 寄附金控除において年末調整での適用を認め、適用下限額（2千円）を撤廃するなど個人向け寄付税制をより一層拡充すること

東日本大震災支援においても、非常に多くの国民が義援金や活動支援金の寄付を行っています。しかし、現在は寄附金控除を受けるためには、給与所得者（サラリーマン）であっても確定申告することが求められます。一般の給与所得者が確定申告を行うことは敷居が高くなっています。税額控除導入による、寄附のすそ野の拡がりを最大化するためには、同時に利便性の向上も不可欠です。少額寄附を対象外とする適用下限額（足切り金額）も、税額控除制度導入を受けて、撤廃すべきです。さらに、控除上限額の引き上げまたは撤廃も検討する必要があります。

また、現行の方式では、年度末（年末）になって所得が確定してから、やっと寄附金控除の限度額や損金算入の限度額が分かる仕組みとなっています。このため、年度末（年末）にならないと安心して寄附できなくなっています。一方、米国では5年間の繰り越し控除が認められています。

より実効性の高い寄附金控除制度に向けて、下記項目の実現をお願いいたします。

- 給与所得者が年末調整で寄附金控除を行えるようにする
- 所得税・個人住民税における寄附金控除適用下限額（2千円）を撤廃する
- 所得税・法人税において、寄附金の5年間にわたる繰り越し控除制度を導入する

2. 法人寄附金の損金算入限度額を所得の10%までに引き上げ、現物寄付は全額損金算入可能にするなど法人向け寄付税制をより一層拡充すること

最近では「寄附付き商品・サービス（商品価格の数%をNPOなどに寄附するもの）」や企業によるNPOへの助成・寄附も盛んになってきています。しかし、企業等からNPOに対する寄付税制は、特に中小企業の場合、損金算入限度額に問題があります。例えば、資本金1000万円の中小企業が、年間100万円の利益全額を認定NPO法人に寄付したとしても、37,500円しか損金算入できません。その結果、決算が損益0となっても40万円近い税金（税率40%と仮定）を納付しなければなりません。

また、現在の税法では、自社製品などの現物寄付に課題があり、認定NPO法人に寄附をした場合でも、損金算入限度額の枠内でしか損金として扱えません。一方で、法人税法基本通達にて、不特定／多数の被災者支援への提供は全額損金算入が可能です。しかし、平時においても、企業の棚卸資産や不要品の提供はNPOを支えています。民間が民間を支える仕組みをより促進し、日本の寄附文化を大きく発展させるためにも、下記項目をお願いいたします。

- 法人寄附金の損金算入限度額を所得金額の10%等へ引き上げる（または、法人寄附金に対する税額控除制度を創設する）
- 不特定または多数の支援を行う認定NPO法人に対する法人の現物寄付は全額損金算入を可能にする

3. 大規模災害発生時に、救援・支援活動を行う認定NPO法人等に対する指定寄附金制度を迅速に発動できるよう制度化すること

東日本大震災を受けて、震災特例税制（第1弾）にて創設された「被災者支援活動を行う認定NPO法人等向け指定寄附金制度」は、14法人（7月10日現在）が活用しており、認定NPO法人の評価も高いです。しかし、制度創設までに2ヶ月弱を要し、また指定寄附金制度上、遡及適用ができないことに改善を求める声もあります。近い将来、再び東日本大震災レベルの大規模災害が発生する可能性も十分に考えられます。そこで、大規模災害発生時の寄附促進を素早く行うため、下記項目の実現をお願いいたします。

- 大規模災害発生時（例えば災害救助法適用時）に、救援・支援活動を行う認定NPO法人等に対する指定寄附金制度を迅速に発動できるよう制度化する

4. 認定NPO法人への不動産等の寄附は、みなし譲渡所得課税を自動的に適用除外とすること

現在、みなし譲渡所得課税の適用除外は、公益社団・財団法人や特定一般法人（非営利型）は明示的に認められていますが、認定NPO法人は明確ではありません。また、実際の適用には厳しい要件のクリアと煩雑な手続きが必要です。認定NPO法人の中には、ナショナルトラスト活動やホームレス・DV被害者支援施設の設立活動など不動産や建物の寄附が、非常に重要となる団体も多くなっています。少子高齢社会においては、不動産の相続と共に、不動産の寄附も増加が確実です。ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。

- 認定NPO法人も「みなし譲渡所得の非課税」の適用対象であることを明示し、煩雑な手続きなしに自動的に適用されるものとする

5. 受取利子・配当等の源泉税は、公益社団・財団法人と同様に非課税とすること

受取利子、配当等の源泉税については、公益社団・財団法人では非課税とされているのに対し、認定NPO法人では課税とされています。制度的に不公正な状況を考慮し、ぜひ下記項目の実現をお願いいたします。

- 認定NPO法人の受取利子・配当等の源泉所得税は、非課税とする

● NPO法人税制の改善

6. 「収益事業」の定義を厳密にした上で明確化すると共に、実質的に寄附とみなせるものは収益事業に該当しないものとする

現在、NPO法人は税法上の収益事業を行った場合、所得に法人税が課税されます。収益事業は「列挙された34業種に該当し、継続して事業場を設けて営まれるもの」と規定されていますが、曖昧で分かりづらい上にNPO法人側に厳しく規定されています。

「地域福祉のため、年6回開催されるチャリティバザー」や「音楽家を招いて開催したチャリティコンサート」、「海外支援のための書き損じハガキの収集・換金」に課税されているのが現状です。人々の善意を基にして得た活動資金が、税務負担で減少しNPO法人の資金難に拍車をかけています。ぜひとも、下記項目の実現をお願いいたします。

- 税法上の収益事業の定義を厳密にした上で、明確化する
- 寄附された不用品のチャリティバザーなど、実質的に寄附とみなせるものは、回数・日数に関わらず収益事業に該当しないものとする

7. 地方税においては、用途により不動産取得税・固定資産税は非課税とすること

現在の地方税法では、公益社団・財団法人や社会福祉法人、一般社団・財団法人などには、不動産の用途に応じて不動産取得税の非課税措置が設けられています。また、固定資産税においても、これら法人には同様の非課税措置が設けられています。しかし、NPO法人に対しては、公益法人等に認められている両税の非課税措置が、認められておりません。NPO法人の中には、保健・福祉や社会教育、環境保全など土地・建物の取得が活動発展の鍵となる分野も少なくありません。ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。

- 用途によりNPO法人の不動産取得税・固定資産税は非課税とする

8. 小規模NPO法人に対する法人税の免税点制度・簡易申告制度を創設すること

小規模のNPO法人が税法上の収益事業を行った場合、会計を区分して事業別の決算書を作成し、法人税等の税務申告書やそれに関する添付書類を作成することは、NPO法人の現状では、財政面や人的面から相当の負担になっています。小規模の営利企業では、こうした業務を税理士等が有償で代行していますが、NPO法人の場合はその資金捻出も困難なため、多くの団体で本来活動の時間を削って職員やボランティアが対応しています。

米国では、一定規模以下の小規模NPO法人は免税になる制度が存在します。こうした制にならい、小規模なNPO法人の活動しやすい環境整備に向けて、ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。

- 事業収入が例えば年間300万円未満の場合、法人税、都道府県・市民税(均等割を含む)、事業税の申告納税義務を免除する免税点制度を創設する
- 事業収入が年間1000万円未満の場合、事業収入の一定比率を自動的に課税所得とする申告を選択可能する簡易申告制度を創設する